

社会福祉法人豊浦福祉会一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

社会福祉法人豊浦福祉会では、職員が仕事と子育てが両立できる雇用環境を整備し、職員の能力が最大限に発揮できるよう、また、女性が活躍できるようにするために次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：時間外労働の削減（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）

【対策】

- 令和6年 4月 前年度の時間外労働の把握（毎年実施）
事務部門月10時間以内（決算期を除く）
現業部門においては月5時間以内
- 令和6年 5月 各部署での業務の洗い出し
- 令和6年10月 半年経過時での対策検討

目標2：年次有給休暇の取得（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）

【対策】

- 令和6年 4月 前年度の実績をもとに有給休暇の目標を設定する
平均取得7日／年以上 計画年休で最低5日以上の取得
- 令和6年10月 半年経過時に有給消化を意識確認する
- 令和7年 1月 前年度有給取得日数の実績を上回るよう指導する

目標3：産前産後休暇並びに育児休業に関する制度の周知並びに職場復帰への支援を行う（次世代育成支援対策推進法）

【対策】

- 令和6年4月
- ・制度・手続きに関するパンフレットの掲示・相談支援
 - ・産前産後休暇の取得は本人の申請により、産前6週・産後8週（医師が認めた場合6週）の休暇を与える。
 - ・母性健康管理の措置を必要な範囲で時間内通院を認める。
 - ・育児休業の期間を経て、再就業した者については、法人の定める「育児・介護休業等に関する規則」により就業時間の時短等の取り扱いを行う。
 - ・育児休業取得率100%を目指し、周知を行う。
 - ・1カ月以上の育休取得を目指し、周知を行う。